

# 政策IV 環境と調和したまちづくり



# 政策IV 環境と調和したまちづくり

## 施策 4-1 資源循環型社会の形成

### 【現状と課題】

経済のグローバル化が進む中で、地域環境の保全と地域資源の活用を両立させながら、持続可能な地域産業や生活を成り立たせていくことが、これから地域社会に強く求められる大きな課題となっています。

また、※「京都議定書」への調印による世界的な温室効果ガスの排出抑制等の義務付けや、※循環型社会形成推進基本法に基づく基本計画の実効性を高めるための取組みなど、地域社会においても適切な環境マネジメントを推進する体制づくりは、時代が要請する課題となっています。

本町においては、自然環境の保全に対する社会的要請や町民の地域環境に対する意識を高揚するため、環境基本条例に基づき、具体的な地域の環境保全及び環境問題の解決に向けて総合的かつ計画的な施策を推進することが必要となっています。

### 【基本事業】

#### 4-1-1 環境基本計画の策定

町民、企業、行政などのそれぞれが町の自然環境を保全し、有効に活用することにより持続的な生活と地域社会を維持していくため、環境基本計画を策定し、環境を保全する具体的な活動を計画的に推進していきます。

#### 4-1-2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するため、活動指針となる「地球温暖化対策実行計画」を早期に策定します。また、公共施設を中心に新エネルギー導入の検討や省エネルギー対策を実施し、町機関における事務用品や公共事業での※グリーン購入を検討します。

※京都議定書 気候変動枠組条約に基づき、平成9年12月に京都市で開かれた地球温暖化防止会議で議決した議定書。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。

※循環型社会形成推進基本法 平成12年6月に制定された廃棄物・リサイクル問題の解決のための循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律。

※グリーン購入 環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者等から優先して購入すること。

#### 4-1-3 資源循環型社会形成の意識啓発

本町における資源循環型社会の形成を目指し、町民生活や企業活動における環境負荷の低減、グリーン購入制度を普及していくため、町民に対する意識啓発を推進します。

#### 4-1-4 環境マネジメント体制の整備と人材育成

自然環境を保全しつつ、それを適正に活用した産業の振興や交流事業などを円滑に推進していくための府内体制を整備します。また、行政内部でのグリーン購入の検討や町内企業への普及などを図るため、環境マネジメントに精通した人材の育成に努めます。

基本事業	主要事務事業
環境基本計画の策定	・環境基本計画策定事業
地球温暖化対策の推進	・地球温暖化対策実行計画策定事業 ・新エネルギー導入の検討 ・省エネルギー対策推進事業 ・グリーン購入の検討
資源循環型社会形成の意識啓発	・資源循環型社会形成PR事業 ・資源循環型社会推進地域計画策定調整事業 ・出前講座及び環境に関する研修会等への講師派遣事業 ・環境学習等における廃棄物処理施設見学など研修受入事業
環境マネジメント体制の整備と人材育成	・専門的な人材の育成